

資料-203 ① 公共用水域の水質測定方法

令和5年度

項 目	測 定 方 法	定量下限値	単 位
水素イオン濃度	JISK0102 12.1	—	—
溶存酸素量	JISK0102 32	0.5	mg/L
生物学的酸素要求量	JISK0102 21	0.5	mg/L
化学的酸素要求量(アルカリ性法)	告示第59号 別表2.2 ア 備考2	0.5	mg/L
化学的酸素要求量(酸性法)	JISK0102 17	0.5	mg/L
浮遊物質量	告示第59号 付表9	1	mg/L
大腸菌数	告示第59号 付表10	1	CFU/100mL
大腸菌群数	告示第59号 別表2.1(1)ア 備考4	1.8	MPN/100mL
n-ヘキサン抽出物質	告示第59号 付表第14	0.5	mg/L
カドミウム	JISK0102 55.2、55.3又は55.4	0.001	mg/L
全シアン	JISK0102 38.1.2(JIS38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3、又は38.1.2及び38.5又は付表1	0.1	mg/L
鉛	JISK0102 54	0.005	mg/L
六価クロム	JISK0102 65.2(JISK0102 65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。)1 JISK0102 65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。2 JISK0102 65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(JISK0102 65.の備考11のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。3 JISK0102 65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、JISK0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	0.01	mg/L
砒素	JISK0102 61.2、61.3又は61.4	0.005	mg/L
総水銀	告示第59号 付表2	0.0005	mg/L
アルキル水銀	告示第59号 付表3	0.0005	mg/L
PCB	告示第59号 付表4	0.0005	mg/L
ジクロロメタン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.002	mg/L
四塩化炭素	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0002	mg/L
1,2-ジクロロエタン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	0.0004	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.002	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.004	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0005	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0006	mg/L
トリクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.001	mg/L
テトラクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0005	mg/L
1,3-ジクロロプロペン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.0002	mg/L
テウラム	告示第59号 付表5	0.0006	mg/L
シマジン	告示第59号 付表6 第1又は第2	0.0003	mg/L
チオベンカルブ	告示第59号 付表6 第1又は第2	0.001	mg/L
ベンゼン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.001	mg/L
セレン	JISK0102 67.2、67.3又は67.4	0.002	mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	「硝酸性窒素」JISK0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6 「亜硝酸性窒素」JISK0102 43.1	0.015	mg/L
ふっ素	JISK0102 34.1(JIS34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又はJIS34.1.1e)(注(2)第三文及びJIS34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示第59号付表7	0.08	mg/L
ほう素	JISK0102 47.1、47.3又は47.4	0.02	mg/L
1,4-ジオキサン	告示第59号 付表8	0.005	mg/L
アンモニア性窒素	JISK0102 42.2又は42.6	0.05	mg/L
亜硝酸性窒素	JISK0102 43.1	0.005	mg/L
硝酸性窒素	JISK0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6	0.01	mg/L
全窒素	JISK0102 45.2、45.3、45.4又は45.6(JIS45の備考3を除く。)	0.05	mg/L
リン酸総リン	JISK0102 46.1	0.003	mg/L
全リン	JISK0102 46.3(JIS46の備考9を除く。)	0.003	mg/L
全亜鉛	JISK0102 53	0.001	mg/L
ノニルフェノール	告示59号 付表11	0.00006	mg/L
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	告示59号 付表12	0.0006	mg/L
クロロホルム	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.006	mg/L
トランス-1,2-ジクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.004	mg/L
1,2-ジクロロプロパン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.006	mg/L
p-ジクロロベンゼン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.02	mg/L
イソキサチオン	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
ダイアジノン	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0005	mg/L
フェントロチオン(MEP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0003	mg/L
イソプロチオラン	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.004	mg/L
オキシ銅(有機銅)	環水規第121号 付表2	0.004	mg/L
クロロタロニル(TPN)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.005	mg/L
プロピザミド	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
ジクロロボス(DDVP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
フェノバルブ(BPMC)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.003	mg/L
イプロベンホス(IBP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
クロロニトロフェン(GNP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0001	mg/L
トルエン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.06	mg/L
キシレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.04	mg/L
フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号 付表3 第1又は第2	0.006	mg/L
ニッケル	JISK0102 59.3又は環水規第121号 付表4若しくは付表5	0.001	mg/L
モリブデン	JISK0102 68.2又は環水規第121号 付表4若しくは付表5	0.007	mg/L
塩化ビニルモノマー	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(H16.3.31環境省) 付表1	0.0002	mg/L
エビクロロヒドリン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(H16.3.31環境省) 付表2	0.00004	mg/L
全マンガン	JISK0102 56.2、56.3、56.4又は56.5(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	0.02	mg/L
ウラン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(H16.3.31環境省) 付表4 第1又は第2	0.0002	mg/L
アンチモン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(H16.3.31環境省) 付表5 第1、第2又は第3	0.002	mg/L
トリハロメタン生成能	環境庁告示第30号(平12.2.14改定) 別表	0.001	mg/L
塩化物イオン	JISK0102 35又は上水試験法	2	mg/L
陰イオン界面活性剤	JISK0102 30.1	0.05	mg/L
クロロフィル-a	海洋観測指針(吸光光度法・蛍光光度法)又は上水試験法	0.001	mg/L
EPN	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.001	mg/L
TOC	JISK0102 22.1又は22.2	0.5	mg/L
N-BOD	JISK0102 21 備考1	0.5	mg/L
溶解性BOD	JISK0102 21準拠(クロロフィル-aの測定と同じ濾紙を使用)	0.5	mg/L
溶解性COD	JISK0102 17準拠(クロロフィル-aの測定と同じ濾紙を使用)	0.5	mg/L

(注1) 溶存酸素量については、現場にて固定作業を実施した。  
(注2) 告示第59号とは、昭和46年12月28日付環境庁告示第59号を示す。  
(注3) 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。ただし、水素イオン濃度及び塩化物イオン(海域)を除く。  
(注4) 「公共用水域の監視結果」中の略記は次のとおり。  
m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数 x : 環境基準値に適合しない日数 y : 総測定日数 k : 下限値以上の検体数

資料-203 ② 地下水の水質測定方法

令和5年度

項目	測定方法	定量下限値	単位
水素イオン濃度	JISK0102 12.1	—	—
カドミウム	JISK0102 55.2、55.3又は55.4	0.001	mg/L
全シアン	JISK0102 38.1.2(JIS38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3、又は38.1.2及び38.5又は付表1	0.1	mg/L
鉛	JISK0102 54	0.005	mg/L
六価クロム	JISK0102 65.2(JISK0102 65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。)1 JISK0102 65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。2 JISK0102 65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(JISK0102 65.の備考11のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。3 JISK0102 65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、JISK0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	0.01	mg/L
砒素	JISK0102 61.2又は61.3又は61.4	0.005	mg/L
総水銀	告示第59号 付表2	0.0005	mg/L
アルキル水銀	告示第59号 付表3	0.0005	mg/L
PCB	告示第59号 付表4	0.0005	mg/L
ジクロロメタン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.002	mg/L
四塩化炭素	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0002	mg/L
クロロエチレン	告示第10号 付表	0.0002	mg/L
1,2-ジクロロエタン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	0.0004	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.002	mg/L
1,2-ジクロロエチレン	「シス-1,2-ジクロロエチレン」及び「トランス-1,2-ジクロロエチレン」の項目で定める方法	0.004	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.002	mg/L
トランス-1,2-ジクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.002	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0005	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0006	mg/L
トリクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.001	mg/L
テトラクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0005	mg/L
1,3-ジクロロプロペン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.0002	mg/L
チウラム	告示第59号 付表5	0.0006	mg/L
シマジン	告示第59号 付表6 第1又は第2	0.0003	mg/L
チオベンカルブ	告示第59号 付表6 第1又は第2	0.001	mg/L
ベンゼン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.001	mg/L
セレン	JISK0102 67.2、67.3又は67.4	0.002	mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	「亜硝酸性窒素」及び「硝酸性窒素」の項目で定める測定方法	0.015	mg/L
亜硝酸性窒素	JISK0102 43.1	0.005	mg/L
硝酸性窒素	JISK0102 43.2.1 43.2.3 43.2.5又は43.2.6	0.01	mg/L
ふっ素	JISK0102 34.1(JIS34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又はJIS34.1.c)注(2)第三文及びJIS34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示第59号付表7	0.08	mg/L
ほう素	JISK0102 47.1 47.3又は47.4	0.02	mg/L
1,4-ジオキサン	告示第59号 付表8	0.005	mg/L
クロロホルム	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.006	mg/L
1,2-ジクロロプロパン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.006	mg/L
p-ジクロロベンゼン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.02	mg/L
イソキサチオン	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
ダイアジジン	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0005	mg/L
フェニトロチオン(MEP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0003	mg/L
インプロチオラン	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.004	mg/L
オキシニル	環水規第121号 付表2	0.004	mg/L
クロタロニル(TPN)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.005	mg/L
プロピザミド	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
EPN	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.001	mg/L
ジクロルボス(DDVP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
フェノバルブ(BPMC)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.003	mg/L
イプロベンホス(IBP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
クロルニトロフェン(CNP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.001	mg/L
トルエン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.06	mg/L
キシレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.04	mg/L
フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号 付表3 第1又は第2	0.006	mg/L
ニッケル	JISK0102 59.3又は環水規第121号 付表4若しくは付表5	0.001	mg/L
モリブデン	JISK0102 68.2又は環水規第121号 付表4若しくは付表5	0.007	mg/L
アンチモン	JISK0102 62.2又は環水規第121号 付表6	0.002	mg/L
エピクロロヒドリン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(H16.3.31環境省)の付表2に掲げる方法	0.00004	mg/L
全マンガン	JISK0102 56.2、56.3、56.4又は56.5	0.02	mg/L
ウラン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(H16.3.31環境省)の付表4 第1又は第2に掲げる方法	0.0002	mg/L

(注1) 告示第59号とは「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)を、告示第10号とは「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)を示す。

(注2) 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。ただし、水素イオン濃度を除く。

資料-204 汚濁負荷量調査結果

調査箇所:大倉ダム

調査期間:令和5年9月

測定項目・単位	調査地点・調査日	十里平	十開橋	南沢 最下流	湯川 最下流	横川 最下流	定義橋 下流	高見沢(定 義排水流 入前)	高見沢(定 義排水流 入後)	滝の上橋	堰ノ沢橋	上山崎 バス停前	日向橋	大倉大橋 中央	ダム出口
		令和5年9月20日													
測定時刻	-	9:20	10:15	10:40	11:36	9:15	10:04	10:43	11:02	8:10	8:44	9:19	9:47	8:12	10:25
採取位置	-	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	上層 (表層)	上層 (表層)
採取水深	m	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
天候	-	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り
降雨状況(※)	-	×○×	×○×	×○×	×○×	×○×	×○×	×○×	×○×	×○×	×○×	×○×	×○×	×○×	×○×
気温	℃	21.0	24.4	21.0	21.7	20.2	23.3	22.2	23.8	20.8	22.7	25.1	26.4	24.1	28.4
水温	℃	17.0	18.7	18.1	16.8	16.8	17.8	20.1	22.3	17.2	19.3	17.2	18.2	25.1	26.4
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	下水(微)	無臭	沼沢(微)	沼沢(微)	沼沢(微)	沼沢(微)	青草(微)
濁り		無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	ほとんど 無し	無し	無し	無し	無し	ほとんど 無し	ほとんど 無し
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	黄色(淡)	無色	無色	無色	無色	黄色(淡)	黄色(淡)
流量	m <sup>3</sup> /s	1.52	1.59	0.32	0.41	2.17	3.19	0.03	0.02	3.58	0.09	0.02	0.01	—	—
流量	m <sup>3</sup> /day	131,328	137,376	27,648	35,424	187,488	275,616	2,592	1,728	309,312	7,776	1,728	864	—	—
水素イオン濃度	-	7.3	7.4	7.4	7.5	7.5	7.5	7.4	7.7	7.5	7.6	7.6	7.6	8.2	8.2
溶存酸素量	mg/L	9.4	9.3	9.2	9.4	9.9	9.5	9.0	8.7	10	9.2	9.2	9.4	9.5	8.9
生物化学的酸素要求量	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.4	1.0
化学的酸素要求量	mg/L	1.2	1.3	2.2	1.4	1.4	1.3	4.5	6.3	1.6	2.4	2.1	2.6	3.5	3.1
溶解性化学的酸素要求量	mg/L	1.0	1.2	2.1	1.1	1.1	1.3	3.9	4.5	1.4	2.0	1.8	2.4	2.8	2.7
浮遊物質質量	mg/L	1	<1	1	1	1	<1	3	13	<1	2	1	1	2	1
大腸菌数	CFU/100mL	22	42	100	52	42	98	130	120	93	120	110	220	<1	3
大腸菌群数	MPN/100mL	33	130	490	130	790	1100	9200	9200	2200	1700	5400	1400	790	170
全窒素	mg/L	0.08	0.13	0.10	0.10	0.10	0.12	0.15	0.32	0.12	0.11	0.14	0.19	0.19	0.15
全リン	mg/L	0.004	0.003	0.006	0.005	0.006	0.006	0.011	0.52	0.007	0.019	0.028	0.027	0.015	0.012
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	0.065	0.10	0.065	0.085	0.065	0.085	0.035	0.11	0.085	0.065	0.10	0.14	<0.015	<0.015
硝酸性窒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
亜硝酸性窒素	mg/L	0.06	0.10	0.06	0.08	0.06	0.08	0.03	0.11	0.08	0.06	0.10	0.14	<0.01	<0.01
アンモニア性窒素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
塩化物イオン	mg/L	2	3	2	2	2	2	3	17	3	9	3	3	4	4
りん酸性りん	mg/L	<0.003	0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.006	0.51	0.005	0.014	0.026	0.021	<0.003	<0.003
クロロフィルa	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.011	0.003
TOC	mg/L	<0.5	<0.5	1.0	<0.5	0.5	0.6	2.1	2.7	0.6	1.0	0.9	1.2	1.6	1.5
透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50

※右から採水日前々日、前日、当日の3日分を示す(○:1mm以上の降雨あり、×:1mm以上の降雨なし)

資料-205 河川・海域の底質調査結果

調査日:河川 令和5年9月26日、10月18日、19日、20日 海域 令和5年9月20日

調査地点名	項目		pH		酸化還元電位 (mV)	COD (mg/kg)	全窒素 (mg/kg)	全燐 (mg/kg)	n・ヘキササン抽出物質 (mg/kg)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	全クロム (mg/kg)	硫化物 (mg/kg)	含水率 (%)	強熱減量 (%)	粒度組成							
	河川	地点	H <sub>2</sub> O	KCl														粗礫分 (%)	中礫分 (%)	細礫分 (%)	粗砂分 (%)	中砂分 (%)	細砂分 (%)	シルト分 (%)	粘土分 (%)
河川	広瀬川	三橋	6.9	5.7	522	<2000	70	150	120	<0.05	4.7	5.4	0.03	6	<20	21	1.2	2.6	13.1	9.4	22.8	42.2	8.9	0.5	0.5
	名取川	袋原堰下	6.7	5.6	118	25000	970	340	430	<0.05	7.7	9.2	0.06	7	<20	49	5.8	0.0	0.0	1.5	2.1	16.3	48.4	14.7	17.0
	笹川	皿屋敷橋	6.9	6.2	274	5100	270	220	340	<0.05	4.7	4.9	0.01	7	<20	27	2.1	2.2	16.3	7.3	20.1	39.7	10.8	2.0	1.6
	七北田川	福田大橋	6.7	6.3	286	<2000	150	170	120	<0.05	2.5	5.7	0.01	3	<20	30	2.0	0.0	2.3	3.3	11.2	46.7	34.7	0.9	0.9
		高砂橋	6.9	6.3	109	15000	620	290	520	<0.05	18	14	0.05	7	<20	38	4.0	0.0	0.0	0.0	1.1	26.4	41.7	13.4	17.4
	梅田川	福田橋	7.0	6.2	325	<2000	90	280	210	<0.05	5.5	6.2	0.03	3	<20	26	1.9	0.0	5.7	7.1	10.6	66.4	9.6	0.2	0.4
海域	内港	1	7.4	7.6	82	7200	320	210	160	<0.05	2.9	8.9	0.02	20	<20	32	4.0	0.0	0.0	0.0	0.8	20.2	64.9	6.1	8.0
	内港	2	7.4	7.5	44	22000	1600	490	470	<0.05	7.6	11	0.08	18	<20	56	7.9	0.0	0.0	0.0	0.3	9.4	46.5	14.7	29.1
	内港	3北	7.8	7.8	40	3300	210	170	200	<0.05	2.2	5.7	0.01	9	<20	27	2.8	0.0	0.0	0.1	0.5	47.0	44.9	3.4	4.1
	内港	4内	7.5	7.5	69	23000	2200	600	690	<0.05	9.6	12	0.12	13	<20	65	10.0	0.0	0.0	0.0	0.3	14.1	19.1	15.2	51.3
	外港	1	7.8	7.7	72	57000	3100	780	1200	<0.05	11	15	0.16	15	<20	70	13.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	6.6	55.2	37.8
	外港	3	7.8	7.6	86	2600	270	350	50	<0.05	3.4	13	0.02	14	<20	27	4.0	0.0	0.0	0.0	0.8	9.7	70.9	8.5	10.1
	蒲生	2	7.7	7.5	17	25000	1500	640	220	<0.05	8.5	15	0.13	12	<20	53	8.5	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	4.9	73.6	21.3
	蒲生	3	7.8	7.6	29	4000	300	290	49	<0.05	3.4	11	0.03	7	<20	29	3.4	0.0	0.0	0.0	0.2	14.9	70.7	6.4	7.8
	荒浜	3	7.6	7.7	43	49000	2700	930	1100	<0.05	9.7	17	0.17	15	<20	65	11.6	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	5.0	67.1	27.7
	荒浜	4	7.8	7.6	9	16000	1000	560	300	<0.05	7.6	13	0.11	16	<20	44	6.8	0.0	0.0	0.0	0.1	1.5	9.1	72.0	17.3
井土	4	7.7	7.4	15	23000	1500	650	520	<0.05	8.6	15	0.14	12	<20	52	8.7	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	4.7	74.3	20.8	

資料-206 ①地下水概況調査結果(環境基準項目・要監視項目)

単位:mg/L

調査項目・基準値、指針値		区・二次メッシュコード・調査日				
		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区
		5740-35	5740-37	5740-27	5740-27	5740-46
		R5.10.3	R5.10.5	R5.10.4	R5.10.4	R5.10.5
水温	-	17.8	22.2	16.6	16.1	18.9
pH	-	5.6	8.2	6.4	7.1	6.3
カドミウム	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01	0.008	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
クロロエチレン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	0.0016	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	1.9	0.019	3.4	0.49	1.7
ふっ素	0.8	<0.08	0.09	<0.08	0.10	<0.08
ほう素	1	<0.02	<0.02	0.06	0.06	0.02
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
クロロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
イソキサチオン	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
ダイアジノン	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
フェニトロチオン(MEP)	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
イソプロチオラン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
オキシ銅(有機銅)	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
クロロタロニル(TPN)	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
プロピザミド	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
EPN	0.006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ジクロロボス(DDVP)	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
フェノブカルブ(BPMC)	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
イプロベンホス(IPP)	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
クロルニトロフェン(CNP)	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トルエン	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
キシレン	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
ニッケル	-	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001
モリブデン	0.07	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
アンチモン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
エピクロロヒドリン	0.0004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
全マンガン	0.2	<0.02	0.16	<0.02	<0.02	<0.02
ウラン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002

(注1) 環境基準項目については基準値、要監視項目については指針値である。

(注2) NDは、検出されなかったことを示す(告示第10号 別表 備考第2)。

資料-206 ②地下水概況調査結果(環境基準項目)

単位:mg/L

区・二次メッシュコード・調査日		青葉区	青葉区	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	太白区	太白区	泉区	泉区
		5740-36	5740-36	5740-35	5740-37	5740-27	5740-27	5740-35	5740-26	5740-46	5740-46
調査項目・基準値、指針値		R5.10.17	R5.10.3	R5.10.3	R5.10.17	R5.10.17	R5.10.4	R5.10.17	R5.10.4	R5.10.17	R5.10.5
水温	-	15.1	17.1	18.4	22.8	15.3	17.8	18.0	17.8	15.0	19.7
pH	-	7.7	7.4	6.3	7.2	7.0	6.7	7.0	6.7	6.8	6.4
環境基準項目	カドミウム	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.008
	総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	ND	-	-	ND	ND	-	ND	-	ND
	PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	クロロエチレン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	テウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	2.3	0.48	1.5	1.7	7.1	2.5	3.2	5.8	0.24
	ふっ素	0.8	<0.08	0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ぼう素	1	0.02	0.02	0.02	0.08	0.05	0.09	0.02	0.04	<0.02	
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	

(注) NDは、検出されなかったことを示す(告示第10号 別表 備考第2)。

## 資料-207 ① 地下水継続監視調査結果

単位:mg/L

区・二次メッシュ・調査日		宮城野区	太白区	泉区
		5740-37	5740-26	5740-36
調査項目・基準値		R5.7.25	R5.7.24	R5.7.24
水温	-	18.0	18.1	17.0
pH	-	7.6	7.5	6.2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	19	14	15
亜硝酸性窒素	-	<0.005	<0.005	<0.005

区・二次メッシュ・調査日		青葉区	宮城野区	若林区	若林区	泉区
		5740-36	5740-37	5740-27	5740-27	5740-36
調査項目・基準値		R5.7.24	R5.7.25	R5.7.25	R5.7.25	R5.7.24
水温	-	15.5	16.8	18.0	19.3	17.4
pH	-	6.7	8.0	8.0	7.7	9.0
砒素	0.01	0.024	0.009	0.033	0.022	0.022

## 資料-207 ② 地下水汚染井戸周辺地区調査結果

単位:mg/L

区・二次メッシュ・調査日		泉区
		5740-37
調査項目・基準値		R5.7.25
水温	-	16.5
pH	-	9.2
砒素	0.01	0.011

資料-208 公共用水域水質・底質のダイオキシン類監視結果

区分	水域名		調査地点名	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
河川	大倉川	大倉川上流	滝の上橋	0.058	0.46
	広瀬川	広瀬川(1)	鳴合橋	0.060	0.26
		広瀬川(2)	愛宕橋	0.061	2.40
	名取川	名取川上流	深野橋	0.058	0.37
		名取川中流	栗木橋	0.067	0.70
	七北田川	七北田川上流	福岡大堰	0.061	1.3
			七北田橋	0.066	0.45
		七北田川中流	福田大橋	0.15	0.76
萱場川		萱場川最下流	0.13	0.38	
	梅田川		福田橋	0.44	1.0
湖沼	大倉ダム		ダムサイト	0.059	1.8
	七北田ダム		ダムサイト	0.060	3.9
海域	仙台港地先海域(甲)		内港4内	0.063	5.9
	仙台港地先海域(乙)	外港3		0.060	0.72
		蒲生3		0.061	0.62
	仙台港地先海域(丙)		荒浜3	0.059	8.3
環境基準値				1	150

調査日(河川・湖沼) : 令和5年9月26日～令和5年10月20日

調査日(海域) : 令和5年9月20日

資料-209 地下水のダイオキシン類監視結果

区分	調査地点名	二次メッシュコード	水質 (pg-TEQ/L)
地下水	青葉区	5740-36	0.058
	宮城野区	5740-37	0.059
	若林区	5740-27	0.058
	太白区	5740-35	0.058
	泉区	5740-46	0.064
環境基準値			1

調査日 : 令和5年10月17日



資料-210 有機スズの実態調査結果

1. 海域調査(水質)

(単位:  $\mu\text{g/L}$ )

調査日: 令和5年9月20日

調査対象物質	調査地点										
	内港1	内港2	内港3北	内港4内	外港1	外港3	蒲生2	蒲生3	荒浜3	荒浜4	井土4
トリブチルスズ化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
トリフェニルスズ化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

トリブチルスズ化合物 : TBTO換算値    トリフェニルスズ化合物: TPTCI換算値

2. 海域調査(底質)

(単位:  $\mu\text{g/g}$ )

調査日: 令和5年9月20日

調査対象物質	調査地点										
	内港1	内港2	内港3北	内港4内	外港1	外港3	蒲生2	蒲生3	荒浜3	荒浜4	井土4
トリブチルスズ化合物	0.0011	0.0032	0.0023	0.0025	0.0023	0.0006	0.0018	<0.0005	0.0020	0.0014	0.0014
トリフェニルスズ化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0007	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

トリブチルスズ化合物 : TBTO換算値    トリフェニルスズ化合物: TPTCI換算値